

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.10.1	住居表示変更	変更前	郵便局	810860	仙台蒲生郵便局	-	宮城県仙台市宮城野区蒲生町5-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810860	仙台蒲生郵便局	-	宮城県仙台市宮城野区蒲生4-5-2	-	○	○	○	○	○	-	
R3.11.1	住居表示変更	変更前	郵便局	432340	浦郵便局	-	兵庫県淡路市浦633	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	432340	浦郵便局	-	兵庫県淡路市浦633-2	○	○	○	○	○	○	-	
R3.11.12	契約解除	変更前	営業所	827840	夫沢簡易郵便局	○	福島県双葉郡大熊町夫沢北原10	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	228920	長島北部簡易郵便局	○	三重県桑名市長島町大倉1-404	-	○	○	×	○	○	-	
R3.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	537150	宇野簡易郵便局	○	島根県浜田市宇野町344-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	537150	宇野簡易郵便局	○	島根県浜田市宇野町345-3	○	○	○	×	○	○	-	
R3.12.1	契約解除	変更前	営業所	737730	植木簡易郵便局	○	宮崎県北諸県郡三股町樺山1987-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.1	業務変更	変更前	郵便局	797160	今里簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡大和村今里394	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	797160	今里簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡大和村今里394	○	○	○	×	○	○	-	
R3.12.1	契約解除	変更前	営業所	868290	狙半内簡易郵便局	○	秋田県横手市増田町狙半内中村131	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.1	契約解除	変更前	営業所	907340	東裏簡易郵便局	○	北海道石狩郡当別町東裏1379-11	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.1	契約解除	変更前	営業所	907440	栗山本町簡易郵便局	○	北海道夕張郡栗山町松風2-38	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.6	移転	変更前	郵便局	321870	富山高原町郵便局	-	富山県富山市中川原78-29	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	321870	富山高原町郵便局	-	富山県富山市中川原65-123	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	116690	芝生田簡易郵便局	○	長野県小諸市滋野甲992-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	537300	益田中吉田簡易郵便局	○	島根県益田市市中吉田町336-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	647110	能津簡易郵便局	○	高知県高岡郡日高村本村62-8	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	727750	新女島簡易郵便局	○	大分県佐伯市新女島6922-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	737020	三松簡易郵便局	○	宮崎県小林市堤3520-17	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R3.12.31	契約解除	変更前	営業所	847310	滝沢簡易郵便局	○	青森県十和田市滝沢館6-4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。